

2009年9月22日

日綜（上海）投資コンサルティング有限公司
副総経理 吳 明憲

E-mail : meiken@jris.com.cn

URL : <http://www.jris.com.cn>

上海市浦東新区世紀大道100号

上海環球金融中心15楼62室

電話 : 021-5054-1677 fax : 021-5054-6122



日本総研

The Japan Research Institute, Limited グループ



来料加工工場の無償貸与設備による外商等
資企業への現物出資に関する輸入税の取り
扱い

2009年9月16日付で《税関総署公告 2009年第62号》が公布されました。同公告におきまして来料加工工場の無償貸与設備を用いての外商投資企業向け現物出資にあたっての輸入税の取り扱いに関する内容となっております。

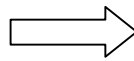
1. 輸入税の取り扱い

2009年7月1日より2011年6月30日の期間内に、来料加工組立工場¹に対して外商が提供している免税輸入無償貸与設備を以って外商投資法人企業を出資設立する場合、無償貸与設備の輸入税に関する取り扱いは次のとおりになります。

ケース 1

2008.12.31 以前に手冊備案

2009.6.30 以前に輸入申告



関税及び輸入環節増値税の追加納付
を免除

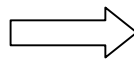
ケース 2

2009.1.1 以降に備案

または、

2008.12.31 以前に備案ながら

2009.7.1 以降に輸入申告



国家奨励類産業条目または中西部
地区外商投資優位産業プロジェクトに該当する場合、関税徴収免除の
結転手続きをすることが可能。

¹ 独立法人資格を有しない来料加工組立工場を指すが、独立法人企業に所属する非独立法人分支機構（以下、来料加工工場という）は含みません。

ケース 2 におきましては、元の輸入時にすでに輸入環節増値税を徴収されている場合、結転時には改めて徴収することはありません。

その他の留意点として以下の点があげられます。

- ・ 出資する無償貸与設備として税関に減免税手続き申請する際の申告金額は輸入時の申告価格を上回ることはいけません。
- ・ 外商投資法人企業の投資総額に組み入れられる。
- ・ 税関監督管理年限は引き続き計算する（残余期間のみが監督管理の対象）。

2. 減免税審査手続き

税収優遇政策の享受を申請する無償貸与設備に対し、外商投資法人企業は 2011 年 6 月 30 日前までに一度に主管税関に減免税申請を提出します。なお、外商投資法人企業が税関に無償貸与設備の減免税審査手続き申請の際には以下の証明材料を提出します。

- ① 地市级商務部門の、来料加工工場の外商投資法人企業への転換同意に関する批准文書及びその確認を経た無償貸与設備リスト（原本）
- ② 外商投資企業批准証書ならびに外商投資法人企業の営業許可証写し（原本を提出し確認）
- ③ 加工貿易無償貸与設備に関する手冊及び元の輸入報関単（原本）
- ④ 税関が提出を求めるその他の文書。

来料加工工場の設備による現物出資については既に、広東省におきまして2008年8月5日付で11の省直轄部門の連名で《来料加工企業の元の場所で生産停止なしでの転換に関する操作手引》²が公布されております。また、2009年7月16日付で《来料加工組立工場の法人化に伴う輸入設備の税収問題に関する通知》³が公布されており、後者の通知は今回公布された公告と内容的にはほとんど同じものとなっております。一連の通達は来料加工工場の現地法人化をよりスムーズに行わせること、及び増値税政策転換との整合性をとることを目的としているものといえます。しかしながら、いざ来料加工工場を現地法人化する段階であらためて来料加工工場の優位性を認識し、現地法人化を選択しないというケースも少なくないようです。

以 上

*弊社ウェブサイト (<http://www.jris.com.cn/>) でバックナンバーをご覧頂くことができます。

² JRIS NEWS【2008】第42号参照。

³ JRIS NEWS【2009】第46号参照。

1. 税制、法律、外貨管理制度等は中国当局により変更されることがございますので参考資料としてご利用ください。
2. 本資料は、作成日時点で弊社が入手し得る資料及び一般に信頼できると思われる情報源に基づいて作成されたものですが、情報の正確性、完全性につきましては、弊社で保証するものではありません。本資料の内容につきましては、あくまで弊社の意見を示すものに過ぎません。また、本資料の一部または全部を、電子的または機械的手段を問わず、無断で複製または転送などを行わないようお願いいたします。